

令和7年12月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ワ)第5402号 損賠賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月23日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

荒 井 哲 朗

太 田 賢 志

五 反 章 裕

見 次 友 浩

東京都渋谷区渋谷2丁目10番7号

被 告

株式会社スタッシュキャッシュ

同代表者代表取締役

井 上

同訴訟代理人弁護士

槇 桂

主 文

- 1 被告は、原告に対し、332万4368円及びこれに対する令和6年4月23日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

略語等は別紙略語表記載のとおりである。

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、431万4368円及びこれに対する令和6年4月23日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

### 3 仮執行宣言

#### 第2 事案の概要

本件は、本件詐欺にあった原告が、被告に対し、被告が架空の本件貸金債権に基づき、本件公正証書を債務名義として本件差押命令の申立てをしたことが原告の本件損害賠償請求権の行使を妨げたとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、431万4368円及びこれに対する本件差押命令申立事件手続における配当遮断効が生じた日である令和6年4月23日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

#### 1 前提事実

当事者間に争いのない事実、後掲各証拠（枝番番号を省略したものは枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の各事実が認められる。

##### (1) 当事者

被告は、令和6年10月10日、「有限会社スタッシュキャッシュ」から現在の「株式会社スタッシュキャッシュ」に商号変更した。

##### (2) 本件詐欺による被害

ア 氏名不詳者ら及び本件各口座提供者は、令和5年11月頃、原告から投資金名目で金銭を騙し取ることを企て、共謀の上、氏名不詳者らにおいて資金運用をする意思も能力もないのに、氏名不詳者らが資金運用により高収益をあげた実績がある旨告げ、その取引に参加すれば同様の高収益が得られるかのように装い、その旨誤信して資金運用に参加することを申し出た原告に対し、本件各口座提供者が騙取金の受取口座として提供した本件各口座に送金するよう指示し、次のとおり、令和5年11月から12月にかけて、原告に本件各口座に合計595万円を振り込ませ、もって、原告から投資金名目で金銭を騙し取った。

令和5年11月29日 15万円 振込先・本件口座①

令和5年12月4日 180万円 振込先・本件口座②

令和5年12月13日 200万円 振込先・本件口座③

令和5年12月25日 200万円 振込先・本件口座④

イ 原告は、令和6年1月12日、警察署に相談をしたところ、警察署から、本件各口座について振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結を申請したことを伝えられた。原告において、本件各金融機関に口座凍結の有無を確認したところ、本件各口座は凍結されている旨説明された。(弁論の全趣旨)

(3) 本件各口座提供者に対する別件訴訟の提起

原告は、令和6年1月29日、本件各口座提供者ら及び本件各金融機関を被告として、本件各口座提供者が氏名不詳者らと共謀の上本件詐欺をし、原告から595万円を騙し取ったと主張して、本件各口座提供者に対し、不法行為による損害賠償請求権(本件損害賠償請求権)に基づき、654万円(騙取金595万円及び弁護士費用相当59万円)の連帯支払を求めるとともに、本件各口座提供者の本件各金融機関に対する預金債権を代位行使する預金払戻請求をする別件民事訴訟を提起した。(甲12、弁論の全趣旨)

(4) 先行仮差押1

大阪地方裁判所令和6年(ヨ)第10号事件において、債権者■■■■、債務者サン社、第三債務者みずほ銀行(■■■■支店)とする本件預金債権についての債権仮差押命令が発令された(先行仮差押1)。先行仮差押1の決定は、令和6年2月14日、第三債務者みずほ銀行(■■■■支店)に送達された。(甲13)

(5) 本件公正証書の作成及び本件差押命令申立事件手続

ア、本件公正証書の作成

被告代表者井上及びサン社代表者志村は、令和6年3月22日、公証人役場を訪れ、要旨、次のとおりの内容で、サン社が被告から借り入れた金銭の弁済を約する債務弁済契約公正証書(本件公正証書)を作成した。(甲13)

(ア) 1条(債務の承認)

サン社は、被告に対し、サン社が被告から令和5年3月25日に400

0万円を、弁済期・令和6年3月25日限り一括返済、利息・年5%、遅延損害金・年10%の約定で借り受けたことにより、同月22日現在、4000万円の元本債務及び利息債務を負担していること（本件貸金債権）を承認し、これを以下の条項に従って返済することを約し、被告はこれを承諾した。

(イ) 2条（支払約束）

サン社は、被告に対し、1条記載の400.0万円及び既発生の利息（いずれも既払い分があればこれを控除する。）を令和6年3月25日限り支払う。

(ウ) 7条（強制執行認諾）

サン社は、本件公正証書記載の金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する。

イ 本件差押命令申立事件手続

被告は、令和6年3月26日、前橋地方裁判所太田支部に対し、本件公正証書に基づき本件貸金債権を請求債権とし、サン社のみずほ銀行（          支店）に対する本件口座③に係る預金債権（本件預金債権）を差押債権とする債権差押命令申立てをした。同支部は、令和6年3月28日、本件預金債権を差し押さえる旨の差押命令（本件差押命令）を発令した。（甲13）

本件差押命令は、令和6年4月1日、みずほ銀行（          支店）に送達された。みずほ銀行（          支店）は、令和6年4月3日、本件差押命令に係る陳述書を提出し、本件預金債権が存在し、他の債権者による先行仮差押1による差押えの競合がある旨述べた。（甲13）

みずほ銀行は、前橋地方法務局太田支局供託官に対し、令和6年4月22日、本件預金債権に相当する金額（3420万9030円）の金銭を供託（本件供託）した。（甲6、11）

(6) 本件仮差押命令

ア みずほ銀行は、別件民事訴訟において、本件預金債権については、上記(5)のとおり、令和6年4月22日に本件供託をした旨主張した。

イ そこで、原告は、令和6年5月17日、サン社に対する損害賠償請求権を被保全権利とし、債務者をサン社、第三債務者を国として、サン社の国に対する本件供託金還付請求権の仮差押命令申立てをし、同月23日、本件仮差押命令が発令された。国は、令和6年5月30日、本件仮差押命令に関する陳述書を提出し、本件供託金還付請求権（供託金額3420万9030円）については、別の仮差押え2件（先行仮差押1の差押金額は1599万9000円で、先行仮差押2の差押金額は280万円であった。）及び本件差押え（差押金額4201万7326円）が競合している旨述べた。（甲6、9ないし11）

ウ 本件仮差押命令が発令された当時、既に、本件供託により、本件差押命令申立事件における配当要求の終期が到来していたため、原告は、本件仮差押命令に係る配当を得ることができなかった。（弁論の全趣旨）

他方で、被告は、本件差押命令申立事件において、配当を受けた。（争いが無い。）

## (7) 別件民事訴訟の判決

本件各口座提供者は、別件民事訴訟において、口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しなかったことから、令和6年6月18日、本件各口座提供者に対し原告に連帯して654万円及びこれに対する令和5年12月25日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を支払うことを命ずる判決が言い渡され、同判決はその頃確定した。（甲12）

## 2 争点及び争点に対する当事者の主張

本件の争点は、(1) 不法行為の成否、(2) 損害額である。

### (1) 不法行為の成否

(原告の主張)

被告は、口座が凍結された後の本件預金債権の残金（本件口座③の残金）が氏名不詳者ら及び本件各口座提供者による本件詐欺により送金された金銭であることを認識していた。被告は、本件預金債権に対する先行仮差押1を察知し、本件口座③の残金を收受する目的で、サン社代表者志村と共謀し、実際には、本件貸金債権に係る貸付けの事実がないのに実体の伴わない本件公正証書を作成し、本件差押命令の申立てをして、その発令を受けた。原告が本件仮差押命令の発令を受けた時点で、本件差押命令申立事件が配当手続に進んでおり、被告は配当を受けた一方で、配当遮断効により原告は本件仮差押命令による配当を受けることができなかった。

（被告の主張）

ア 被告が本件公正証書を作成したこと、本件差押命令の申立てをし、その発令を受けたこと、被告が本件差押命令申立事件において配当を受けたことは認めるが、その余は否認ないし争う。

イ 被告従業員高峰は、サン社従業員大野から、「サン社の口座が銀行から口座凍結されている。これを回収したいのだが、回収方法を検討して欲しい。」と依頼された。大野は、「当該被凍結口座は、正当な取引等に基づく入金がなされていたものであり、違法行為に基づく入金がなされている口座ではなく、銀行がいかなる理由に基づいて口座凍結を行ったかは不明であり、サン社は大変困惑している」旨述べた。

高峰は、①被告を債権者、サン社を債務者とする金銭消費貸借契約書・公正証書を作成し、②公正証書を債務名義としてサン社の口座に差押命令を取得し、債権回収をするという方法を考案した。高峰は、①の公正証書作成過程で、公正証書原本不実記載罪の成立が問題となるが、同罪の「不実」に債権・債務の内容は含まれないから同罪は成立しない、②大野によれば上記口座は違法な不法行為により金員の振込口座ではないとのことであるから、同口座の差押えをしても詐欺罪は成立しないと考えた。また、高峰は、それま

での業務上の銀行との数多くの取引から、差押えた預金口座について、違法・不法行為による入金先口座であった場合には、銀行は、当該差押命令の債権者に対し「当該口座が違法・不法行為に基づくものであるので、支払はできない」旨の陳述書が提出されることを知悉していた。したがって、仮に当該口座が違法・不法行為に基づく入金先口座であるなら、それは銀行の陳述書により判明し、その場合には当該口座からの債権回収は不可能であると認識していた。井上及び高峰には、本件口座③の口座凍結後の残金が不法行為により送金された金員であるとの認識はなかった。

なお、井上は、本件差押えには関与しておらず、対応を一任していた高峰のいうがままに本件公正証書を作成するなどしたのであるから、その内容について全く知悉していない。

## (2) 損害額

(原告の主張)

### ア 財産損害

(ア) サン社に対する債権相当額 654万円

(イ) 弁護士費用相当額 65万円

### イ 精神的損害

(ア) 慰謝料 59万円

違法な強制執行手続により被害回復を妨害されるなど、長期間にわたり重篤な心痛を余儀なくされた。騙取金の1割相当額の慰謝料が相当である。

(イ) 弁護士費用相当額 5万円

### ウ 損益相殺

原告は、これまで強制執行手続により351万5632円の被害回復を受けた。

### エ 損害額

損害額の残金は431万4368円である。

(被告の主張)

否認ないし争う。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1)について

5 (1) 本件公正証書は、被告代表者井上及びサン社代表者志村が本件貸金債権の弁済に関し合意をし、サン社の財産への強制執行を可能とするものである。

被告は、サン社から凍結されている本件口座③の預金を引き出す手段を相談され、本件公正証書を作成して本件差押えにより本件預金債権の回収をする手法を考案した旨主張する。この主張に加え、被告が本件貸付けの事実を裏付ける具体的な主張・立証を一切しないことなどに照らせば、本件貸付けの事実は  
10 存在せず、本件公正証書は、架空の本件貸金債権に基づく本件差押えを可能にするために作成されたものであったことが認められ、被告においても、そのことを認識していたと認めるのが相当である。

そして、上記第2の1(5)イのとおり、本件差押えに対し、みずほ銀行(■  
15 支店)が本件供託(執行供託・民事保全法50条5項、民事執行法156条2項)をしたことにより、本件差押命令申立事件における配当要求の終期が到来し(民事執行法165条1号)、原告は、本件仮差命令を得たもののその配当を得ることができなかった。この点、架空の本件貸金債権に基づく本件公正証書を債務名義として強制執行の申立てをすれば、正当な権利を有する他の債権者の権利行使を妨げることは明らかであるから、被告において、本件差押命令の  
20 申立てをすれば、他の債権者の権利行使を妨げることになることを認識していたと優に認定することができる。

ところで、被告は、本件口座③の残金が違法行為により送金されたものであるとの認識はなかったと主張するものの、高峰が銀行取引や差押えにつき相当な知識経験を有し、犯罪の成立要件を含む法的知識を有していることを被告も  
25 自認しており、そのような高峰が、本件口座③の凍結理由についての大野の説

明を信じたというのは俄かに措信し難い。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(2) 以上によれば、被告が架空の本件貸金債権に基づき本件公正証書を作成し、それを債務名義として本件差押命令の申立てをしたことは、原告の本件損害賠償請求権の行使を妨げるものであり、不法行為を構成する。

## 2 争点(2)について

(1) 本件差押えがされた時点における本件預金債権の残金は3420万9030円であり、先行仮差押1及び先行仮差押2の差押金額の合計は1879万9000円であったから、本件差押えがなければ、原告は、本件損害賠償請求権654万円全額の回収が可能であった高度の蓋然性が認められる。

もっとも、その後、原告は、別の手段により351万5632円の被害回復を受けたことから、本件不法行為による財産損害の額は302万4368円(=654万円-351万5632円)である。

本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害額は30万円と認める。

(2) 原告は、本件不法行為による精神的苦痛に対する慰謝料の請求をするところ、本件不法行為の態様等に照らせば、上記(1)による財産損害の回復を超えて、慰謝料の支払を命ずべき特段の事情は見当たらない。

(3) 以上によれば、被告は、原告に対し、不法行為による損害賠償債務として、332万4368円及びこれに対する本件供託による配当要求の終期の翌日である令和6年4月23日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

## 第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁判官

# 能登谷 宣仁



(別紙)

## 略語表

略語	定義
井上	被告代表取締役井上■■■■
高峰	被告従業員高峰■■■■こと林■■■■
大野	サン社従業員大野某
氏名不詳者ら	大竹一義と称する者（本件詐欺において、大竹運用塾の主催者として、講演を行うなどしていた者）、井川千晶と称する者（本件詐欺において、原告に出資金の送金を求めたり、送金先を指示する者に繋いだりした者）、勝村翔太と称する者（本件詐欺において、本件各口座を送金先として指示した者）
本件詐欺	氏名不詳者ら及び本件各口座提供者が、共謀の上、氏名不詳者らが行う資産運用に資金を供して参加すれば高収益が得られる旨原告を騙し、令和5年11月から12月にかけて投資金名下で原告に、本件各口座提供者が提供した本件各口座に合計595万円を送金させ、もって、原告から投資金名下に金銭を騙し取った詐欺。
本件損害賠償請求権	原告の氏名不詳者ら及びサン社を含む本件各口座提供者に対する、本件詐欺による不法行為に基づく損害賠償請求権（ただし、別件民事訴訟の判決で支払が命じられた654万円及びこれに対する令和5年12月25日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金）
本件口座①	城南信用金庫■■■■支店の「■■■■」名義の普通預金口座（口座番号■■■■）
本件口座②	三菱UFJ銀行■■■■支店の「■■■■」（■■■■）名義の普通預金口座（口座番号■■■■）
本件口座③	みずほ銀行■■■■支店の「■■■■」名義の普通預金口座（口座番号■■■■）
本件預金債権	サン社のみずほ銀行（■■■■支店）に対する本件口座③に係る預金債権
本件口座④	三井住友銀行■■■■支店の「■■■■」名義の普通預金口座（口座番号■■■■）
本件各口座	本件口座①ないし本件口座④
サン社	本件口座③の名義人株式会社サンインペリアルパートナーズ
志村	サン社代表取締役志村清
本件各金融機関	本件各口座を開設した各金融機関
本件各口座提供者	本件口座①ないし本件口座④の各口座名義人
別件民事訴訟	東京地方裁判所令和6年（ワ）第2008号事件。原告が、本件各口座提供者ら及び本件各金融機関を被告とし、本件各口座提供者らに対しては損害賠償を求め、本件各口座提供者らの預金債権を代位行使して、本件各金融機関に対しては預金の支払を求めた訴訟。
先行仮差押1	大阪地方裁判所令和6年（ヨ）第10号事件において発令された、債権者■■■■、債務者サン社、第三債務者みずほ銀行（■■■■支店）とする本件預金債権についての債権仮差押え

略語	定義
先行仮差押2	東京地方裁判所令和6年(ヨ)第78号事件において発令された、債権者■■■■、債務者サン社、第三債務者みずほ銀行(■■支店)とする本件預金債権についての債権仮差押え
本件公正証書	令和6年3月22日付けの東京法務局所属公証人山田賀規作成の令和6年第56号債務弁済契約公正証書
本件貸付け	本件公正証書において、被告がサン社に対し令和5年3月25日に弁済期・令和6年3月25日として4000万円を貸し付けたとされるもの
本件貸金債権	被告がサン社に対し有しているとする本件貸付けに係る貸金債権
本件差押命令申立事件	被告が申し立てた前橋地方裁判所太田支部令和6年(ワ)第130号債権差押命令申立事件
本件差押命令	本件差押命令申立事件において令和6年3月28日付けで発令された本件預金債権を差し押さえる旨の命令
本件差押え	本件差押命令による本件預金債権の差押え
本件差押命令申立事件手続	本件差押命令申立事件の手続
本件供託	前橋地方法務局太田支局令和6年度金30号(供託者みずほ銀行)
本件供託金還付請求権	サン社の国に対する本件供託に係る供託金の還付請求権
本件仮差押命令	令和6年(ヨ)第1910号事件(債権者原告、債務者サン社、被保全権利・原告のサン社に対する不法行為による損害賠償請求権)におけるサン社の国に対する供託金還付請求権等を仮に差し押さえる旨の決定。
振り込め詐欺救済法	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号)
本件不法行為	第3の1(2)で認定した不法行為

これは正本である。

令和 7 年 1 2 月 4 日

東京地方裁判所民事第 3 2 部

裁判所書記官 森 本 翔

